

令和7年度 農作業標準賃金・利用料金基準協定表

【農作業標準賃金】

区 分		標準賃金	備 考
賃 金		7,680円	※労働時間＝1日8時間、 男女の区別なし ※熊本県最低賃金の改定時は、変更
オペレーター		8,400円	
耕運機(管理機借上)		7,440円	1日(燃料借主持ち)

【農畜産関係農作業料金基準額】

区 分		基 準 額		備 考	
牧 草 ・ W C S 作 業	ロールベラー (梱包のみ)	大	2,750円	1 梱包当り	
		中	1,400円		
		小	350円		
	ラッピング (密封)	大	4,100円	・ 1 梱包当り ・ ラッピングのみ で3重巻	
		中	2,750円		
		小	700円		
	ロール作業運賃		1,500円		・ 10 a 当り ・ 圃場から保管場 所への積み込み ・ 運搬距離に応じ て加算有(加算額 は双方協議)

【利用料金基準協定額】

区 分		協 定 額	備 考
耕 運 作 業	春田耕し	6,100円	・ 10 a 当り ・ 機械、オペレーター、燃料込み ・ 田植機による除草剤又は 液肥散布は、550円加算 (薬剤は別途、双方協議)
	荒代	3,900円	
	植代	5,600円	
	田植機	7,800円	
畦(あぜ)ぬり		60円	1 m 当り
稲 刈	バインダー	9,200円	・ 10 a 当り ・ 機械、オペレーター、燃料込み ・ 稲刈りはひも代別
	コンバイン	17,000円	
麦 刈	コンバイン	16,500円	・ コンバインによる結束は双方で協議
脱 穀	米	400円	1 袋(30kg) 当り
	麦	1,100円	
乾 燥	米(生こぎ)	850円	・ 1 袋(30kg) 当り (くず米含む) ・ 竿掛けは水分率18% 以上は加算増減は双方 協議
	米(竿がけ)	400円	
	麦	750円	
もみ運賃		1,400円	10 a 当り
苗運賃		30円	1 箱当り
籾摺り		450円	・ 玄米(30kg) 当り (くず米含む) ・ 色選は、双方協議

- ★本表は整備地を対象とした消費税10%込みの標準賃金・利用料金です。
- ★標準賃金や料金基準額は目安ですので、農地の条件(地形・地質)や作業内容ごとに双方で協議してください。
- ★農業機械は使用前に必ず点検を行い、事故防止に努めましょう。
- ★詳細については、下球磨地域農業振興協議会事務局(JAくま下球磨センター ☎28-3060)へ問い合わせください。

人吉市における農地の賃借料情報の提供について

平成21年度の農地法改正により、標準小作料が廃止され、前年中の農地賃借料情報を提供することになりました。本市における令和6年(1月～12月)の10a当たりの農地賃借料情報は下記のとおりです。

	利用状況	平均額	最高額	最低額	データ数
田	水 稲	13,805円	46,579円	1,504円	278
	普 通 作	21,422円	38,940円	1,688円	41
	牧 草	12,261円	20,000円	5,172円	6
畑	普 通 作	6,479円	10,000円	1,000円	30
	牧 草	4,824円	6,734円	1,005円	3

- ※データ数は、集計に用いた筆数です。なお、使用賃借(無償)は含まれません。
- ※【田】及び【畑】の「利用状況」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- ※この表では、圃場整備地及び未整備地の区別はしていません。
- ※賃借料を物納としている場合は、玄米30kg当り9,735円に換算しています。
- ※【田】の普通作とは、水稻及び牧草を除いたもので、対象作物としては、葉たばこ・野菜等です。

問い合わせ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2500・2501) FAX 0966-24-7869
E-mail：nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和6年度 第3号
発行：人吉市農業委員会 編集：農政部会 令和7年3月11日発行



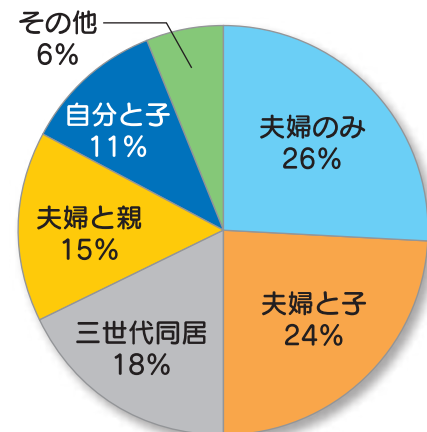
鬼木町の梢原農産合同会社は、ベビーリーフ栽培に取り組んで13年目に入りました。46棟のビニールハウスでは7種類を一日当たり100kg生産販売し、鹿児島県や宮崎県の九州管内へ出荷されています。元々は自動車部品の製造をしていましたが、取り引き先からベビーリーフの生産依頼を受け、農業法人を設立し、生産の準備に着手していた矢先、リーマンショックの影響でこの企画は中止になりました。新たな取り引き先を必死で探してこの苦境を乗り越え、軌道に乗るまで3年費やされたそうです。しかし、日々の地温や雑菌、虫との戦いに加え、他の野菜と一緒にカット野菜として販売されることが多いため、販売価格の競争争いには勝つことが難しく、加えて種子や燃料、人件費等の高騰などもあり、今後はベビーリーフの生産規模を縮小される決断をされました。今後は小松菜などの生産に転換されるそうです。冬空の下ハウス内に広がる色鮮やかなベビーリーフの絨毯を名残惜しく眺めて帰路につきました。(写真・取材：仲村委員)

【目次】	○表紙写真(鬼木町 梢原農産合同会社 ベビーリーフ).....	P 1
	○女性農業者の意識調査について	P 2
	○農地パトロール結果及び意向調査について／農業者年金がお役に立ちます	P 3
	○R7年度農作業標準賃金・利用料金基準協定表／農地の賃借料情報の提供	P 4

女性農業者の意識調査について

農政部会では、独自で「営農と暮らし」の質の向上のためには女性農業者の意識の把握も一つの方策と考え、兼業農家も含めた女性農業者へのアンケートをJA女性部の協力を得て実施し、52人から回答をいただきました。回答結果は以下の通りでした。（Q2・Q3・Q4は複数回答有）

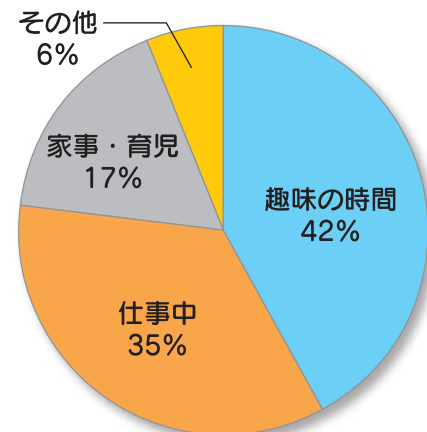
Q1：あなたの家族構成は？



考察

「夫婦と親」「三世代同居」を合わせると33%が親世代との同居が比較的多いことが分かります。伝統的な日本の家族構成がまだ色濃く残っており、これが地域の行事等の維持に貢献しているのではないかと考えられます。

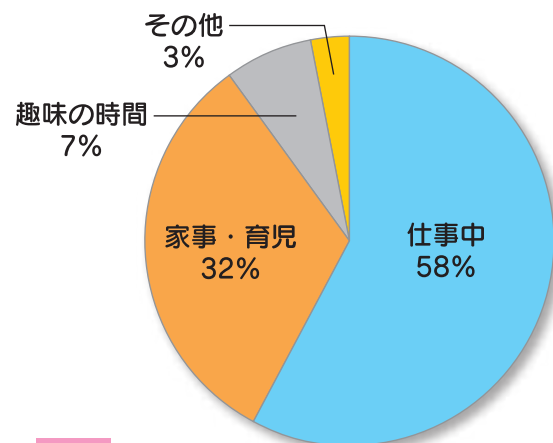
Q2：生きがいを感じる時はどんな時ですか



考察

忙しい時間をやりくりして趣味の時間を確保し仕事以外にも生きがいを見出されている方が多いと推察できます。

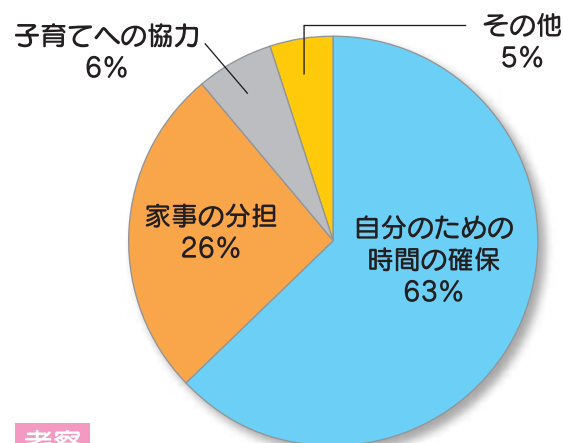
Q3：どんな時にしんどいと感じますか



考察

仕事に生きがいを感じる一方で“しんどい”と感じる表裏一体の現象が見られます。生活の中で仕事のウエイトが大きく、それをコントロールできれば心身の負担が減るのではないかと考えられます。

Q4：それを解決するためには何が必要か



考察

「自分の時間を確保したい」が63%もありました。仕事も家族と一緒にいる時間が長いからこそ、自由に使える時間は何物にも代えがたいものです。

まとめ

自分だけが自由に使える時間を持つことは現実的に難しいのも事実です。しかし、長い間、家事・育児は女性の仕事とされてきた風土は、近年、若い世代を中心に家事の分業や協業が浸透しつつあります。

同居如何にかかわらず、「お互いを尊重する」「それぞれを大事にする」ことが、夫婦、親子の関係もお互い気持ちよく過ごす秘訣ではないでしょうか。

★ご協力いただきました皆様、ありがとうございました★



農地パトロール結果報告及び意向調査について

違反転用の早期発見及び遊休農地等の実態調査のために7月から10月にかけて市内全農地を対象とした農地パトロールを行い、遊休農地の分類を行いました。

再生利用が困難と見込まれた農地については12月総会にて非農地と決議し、所有者へ非農地通知書を発送しました。今年度も2月末迄に異議申出がない農地について法務局へ地目変更登記一括申請を職権で行います。



令和6年度農地パトロール結果

(R7.2.1現在)

区分 地区名	遊休農地		再生が困難な農地		計	
	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
中原	202	124,738	36	19,999	238	144,737
西瀬	118	79,396	108	73,431	226	152,827
藍田	138	116,507	110	92,911	248	209,418
人吉	34	21,084	26	16,471	60	37,555
大畑	33	29,414	15	31,802	48	61,216
市全体	525	371,139	295	234,614	820	605,753

また、遊休農地と判断された農地については「農地利用意向調査」を令和6年11月に発送しました。

農地中間管理事業を活用しないと回答し、6か月後も遊休農地が解消されない農地については固定資産税が1.8倍になる場合があります。



令和6年度農地の利用意向調査結果

(R7.2.1現在)

利用意向	件数(件)	筆数(筆)	面積(m ²)
農地中間管理事業利用	99	175	137,915
自分で買手・借手を探す	5	5	6,792
自分で耕作を再開	16	30	26,148
その他	39	107	72,416
居所不明	21	36	20,521
未回答	92	172	107,347
合計	272	525	371,139

農業者年金がお役に立ちます

農業者年金が実態に即して以下のとおり改正され、より身近になりました。この機会に加入しましょう！

1 保険料納付下限額の値下げ

通常加入の保険料の下限額が2万円から1万円になりました。（※35歳未満で政策支援の対象とならない方）

2 受給開始時期の選択肢拡大

S32年4月2日生まれ以降の方の年金受給開始時期が

①老齢年金：65歳から75歳未満の間で受給時期を選択できます。

②特例付加金：**受給要件を満たしていれば**いつでもOKです。

3 加入年齢の引き上げ

国民年金納付期間が480月に満たない60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意で

加入している方に限り、65歳まで加入できます。



詳しくは、農業委員会事務局かJAまでお尋ねください。

